

税務調査シーズン到来! コロナ禍の反動に備える!

税務弘報

2020

9

SEPTEMBER
VOL.68/NO.9

昭和28年2月3日第三種郵便物認可 令和2年9月1日発行 (毎月1回1日発行) ISSN 0913-5278

特集

税務調査

5 之心得

豪華
保存版

秋山清成 ● 飯田真弓 ● 石井 亮 ● 井藤正俊 ● 岩品信明 ● 後 宏治 ● 江上安馬
大橋誠一 ● 大淵博義 ● 奥田周年 ● 尾崎真司 ● 小山 浩 ● 鹿志村裕 ● 門川美紗
川辺洋二 ● 岸田光正 ● 北村 豊 ● 木村浩之 ● 木山泰嗣 ● 熊王征秀 ● 近藤雅人
佐久間裕幸 ● 笹岡宏保 ● 品川芳宣 ● 嶋 協

菅原英雄 ● 鈴木 修 ● 高田敏男 ● 高橋貴美子 ● 高橋 創 ● 多賀谷博康 ●
都築 巖 ● 出口秀樹 ● 内藤忠大 ● 長沢健史 ● 中嶋康男 ● 永橋利志 ● 早河英太 ●
林 仲宣 ● 樋沢武司 ● 藤澤 徹 ● 藤田益浩 ● 藤曲武美 ● 古矢文子 ● 森 智幸 ●
諸橋敬和 ● 矢頭正浩 ● 山口義夫 ● 山本守之 ● 渡部以光

中央経済社

相続税はセンシティブな納税者対応が求められる

公認会計士・税理士 大橋誠一

相続税の税務調査の特性

税務調査は税理士の腕の見せどころであるが、とりわけ相続税については、以下の観点に照らして、他の税目に増して慎重な対応が求められる。

納税者が税務調査に慣れていない

殊更にこのことを意識していない税理士は多いように思われる。

例えば、法人税の税務調査であれば、おむね数年に1度のローテーションがあり、かつ、会社の経理担当者は長年にわたり経理実務を経験したベテラン職員であることが多く、相対的に調査（官）対応を心得ている。

調査（官）対応を心得ていると、「今、この調査現場で即座に抗弁しておくべきこと」、「即答せず、検討を加えた上で、後日回答すべきこと」の峻別をとっさにすることができることに加え、調査官に対して誤解を与えかねない発言を不用意にすることもなければ、調査官によるややもすると挑発めいた対応に激昂することも少ないであろう。

しかし、相続税については、納税者が事業者でないことが通常であり、経済的にも恵まれ、いわゆる「切った張ったの世界」とは無縁の生活を送ってきた者も多いであろう。

たとえ、税理士が税務調査に立ち会っているといえども、当事者である納税者自身の行動や発言が税務職員の心証形成に少なからず影響を与えることはいうまでもない。

納税者が、通常とは異なる精神状態の中で、誤解を与えかねない行動や発言をしてしまうと、それが税務調査の円滑な進行をこじらせることに加え、税務職員に重加算税の賦課（相続税に関しては「配偶者に対する相続税額の軽減」規定の否認）を着想させることさえある。

そして、資産課税系統の税務職員の中には、上記の納税者の属性を奇貨として、「いささか高圧的な態度に出れば、調査対象者は指摘事項を受け容れる」という過去の成功体験に依拠して税務調査を遂行させる職員がいないとも限らない。

このようなことから、例えば、臨宅調査において調査官が2名臨場する予定であれば、税理士も2名以上立ち会うことによって、納税者に税理士の立会いのないところで調査官対応を任せる隙を一瞬でも作らな

いことが必要である。

生涯に1度の税務調査

例えば、法人税・個人事業の所得税の税務調査であれば、収益・費用の期間帰属等の指摘を中心に、「今回は修正申告の懲通はしないが、次回の税務調査があるときまでには改善しておくように」といった指導事項に止まるケースがある。

しかし、相続税に関しては、次回の相続税申告は約30年後のひと世代後のことであり、調査官の立場からすれば、そんな悠長な対応を許容しないであろう。

今回の税務調査で徴収することができなければ、事実上捕捉できなくなるのが相続税の税務調査の特性であり、その点が「継続企業」を前提とした（数年単位で税務調査の「関所」を設けることができる）法人税・所得税の税務調査との大きな相違点である。

よって、「今回だけは御勘弁」というような姿勢で税務調査の妥結を持ちかけても、法人税・所得税の税務調査のようには応諾されない可能性があることを認識しておいたほうがよいと思われる。

主人公がいない

主人公である被相続人が存在しない中で行われるのが相続税の税務調査である。

申告納税制度は、税法の課税標準等の決定について、最もその事情に通じているのは納税義務者自身である（最一小判昭和39年10月22日民集18巻8号1762頁）ことを前提に成り立っている。

しかし、殊に相続税に関しては、「近い親族関係にあるからこそ、被相続人の財産内容を生前に面と向かって聞き出すことができなかった」という事情は頻繁に存在することであり、それが相続税申告における財産調査（財産計上の網羅性の確保）を難しくさせる。

相続人としては隠蔽の意図がなく、結果として過少申告になった場合であっても、調査官から重加算税の賦課を示唆される局面がありうるが、立証責任が課税庁にあるとはいえ、主人公である被相続人が存在しないことによる事実解明のハンディキャップは、法人税・所得税とは異なる相続税の税務調査の特性といえるだろう。

事前に綿密な打合せを

以上の観点において、相続税の税務調査における税理士の存在・役割は、他の税目に比して一層重要であり、当日の進行や想定される質問事項について、納税者に対して事前に伝達しておくことは、税理士が想像する以上に納税者にとって貴重な情報をもたらすことになる。

他にも、「すでに申告書に計上されている財産（例えば不動産）の評価の適否よりも、申告書に記載のない財産（例えば名義財産）をどれだけ取り込めるかが調査官の本懐である」といった課税庁側の税務調査の目的について、事前に納税者と共有を図ることが有用である。

国税審判官として相続税の審査請求事件に関与した経験を踏まえ、税理士の対応如何によって納税者が税務争訟に巻き込まれる可能性が高まることを強調したい。